

# E i w a N e w s

消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の  
適用税率に関する Q&A

平成 26 年 2 月  
( No. 103 )

先月 1 月 2 0 日に国税庁より「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関する Q&A」が公表されました。

そこで、今回は、新消費税法（税率改定）の施行日である本年 4 月 1 日をまたぐ取引に適用される税率や短期前払費用に係る仕入税額控除の処理等についてご紹介いたします。

## 1 施行日をまたぐ資産の譲渡等

### (1) 事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い

#### <具体例>

- ① B社はA社に商品を出荷し、出荷基準により本年3月末に売上を計上
- ② A社はB社より商品を仕入れ、検収基準により本年4月初旬に仕入れを計上

#### <取扱い>

B社がA社に対して行った課税資産の譲渡等は、施行日（平成26年4月1日）前であることから旧税率（5%）が適用（5%の消費税額等が記載された請求書を発行）され、A社においても旧税率（5%）が適用されます。

### (2) 月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率

#### <具体例>

事務機器の保守サービスを年間契約（月額を設定）で締結し、月ごと（20日締め）に作業報告書の提出があり保守料金が発生

#### <取扱い>

このような保守契約は、月ごとに役務提供が完了するものと考えられるため、平成26年3月21日から同年4月20日までの役務提供については、当該期間の役務提供が完了した日である4月20日における新税率（8%）が適用されます。

なお、日割り計算する等により3月末までの期間に相当する金額を算出する方法も考えられますが、一の取引単位を当月21日から翌月20日までとしていることから、その取引単位ごとに同一の税率が適用されます。

### (3) 保守料金を前受けする保守サービスの適用税率

#### <具体例>

- ① 事務機器の保守サービスを平成26年4月1日以後1年間とする契約を平成26年3月31日までに締結し、同日までに一括して1年間の保守料金を収受
- ② 月額料金を定め、中途解約があった場合には、未経過期間分の料金を返還
- ③ 前受金として計上したものを毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上

#### <取扱い>

施行日以後に、毎月の役務提供が完了するため、新税率（８％）が適用されます。  
物の引渡しを要しない役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、その約した役務の全部を完了した日（本ケースでは毎月々）とされています。また、前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実資産の譲渡等を行った時とされています。

## 2 短期前払費用

### 短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除

#### <具体例>

- ① 12月決算法人が、平成25年12月に保守契約（平成26年1月から12月までの1年間）を締結し、同月中に1年分の保守料金を支払
- ② 保守料金は月極めであり、3月分までは旧税率（５％）、4月分以降は新税率（８％）
- ③ 法人税及び消費税ともに短期前払費用の規定を適用

#### <取扱い>

1年分の保守料金について旧税率（５％）に基づく消費税部分について仕入税額控除を行い、翌課税期間において、新税率（８％）が適用される期間部分（平成26年4月分から12月分）について旧税率（５％）による仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、改めて、新税率（８％）に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

## 3 賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等

### 不動産賃貸の賃貸料に係る適用税率

#### <具体例>

- ① 当月分（1日から末日まで）の賃貸料の支払期日を前月中としている賃貸借契約で、平成26年4月分の賃貸料を平成26年3月に受領する場合
- ② 当月分（1日から末日まで）の賃貸料の支払期日を翌月中としている賃貸借契約で、平成26年3月分の賃貸料を平成26年4月に受領する場合

#### <取扱い>

上記①については、施行日以後である平成26年4月分の賃貸料であるため、新税率（８％）が適用されます。

上記②については、施行日前である平成26年3月分の賃貸料であるため、旧税率（５％）が適用されます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。